

協会指定管理者（初級・上級）の設定

日本理学療法士協会では、管理者の人材育成制度として、「協会指定管理者（初級）・（上級）」の制度を設定しました。

＜協会指定管理者（初級）＞

管理者の連携促進・組織強化を目的に、受講要件を満たしている方を対象に行う「協会指定管理者研修」を受講することで、取得ができる。

＜協会指定管理者（上級）＞

領域・医療機関機能別の管理者としての更なるスキルアップを目指すことを目的に、初級取得者を対象に、e-ラーニングを受講することで、取得ができる。

【ステップ1】「協会指定管理者（初級）」の取得 管理者の連携促進・組織強化を目指す

New> 受講要件の緩和

① 受講要件

~~5年以上~~管理に従事している会員のうち、以下の3項目いずれかに該当する者。（教育関係者も含む。~~職位は主任以上~~、1施設複数登録可）

1. 士会長の推薦者
2. 士会主催のマネジメント研修受講（終了日数は規定なし）
3. 回復期セラマネ、訪問リハ管理者、あるいは、その他医療的マネジメントコースを卒業した者

② 協会指定管理者研修

A

- ①「協会の求める管理者像」（約30分）（講義または動画教材）
- ②「各都道府県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」（約40分）（講義）

OR

B

- ①EPDCAサイクルの徹底の必要性に関する講義60分以上。
- ②受講者への宿題の明示
自施設の部下に対し、EPDCAサイクルの徹底がなされているか確認することを伝える。

New> 対象研修の追加

協会指定管理者（初級）取得

管理者の連携促進

【士会管理者の病棟機能別連携促進】

急性期
回復期
訪問リハ
通所リハ 等

病棟・施設区分別に協会指定管理者の連携を地域ごとに構築

- 相互情報共有
- 相互交流

・「受講要件」と「協会指定管理者研修」の受講で、『協会指定管理者（初級）』の取得となり、協会主催研修会の **20ポイント** が付与される（領域：管理・運営）。

・協会指定管理者（初級）は、新人教育プログラム未修了者でも取得可能。

【ステップ2】 「協会指定管理者（上級）」の取得を目指す

<受講要件>

- ・協会指定管理者（初級）を取得していること

協会指定管理者（初級）

New>内容について

【eラーニング】

I. 理学療法士の将来を把握する<協会グランドデザイン構想案をもとに>

- ① 国の方向性を見据えて
- ② 医療保険領域
- ③ 介護保険領域
- ④ 障害児・者を含む地域包括ケア
- ⑤ 予防領域(ニーズの高い新たな分野・資格)

II. 管理者に必要な基本的知識・資質について理解する

- ① 管理者の役割と課題
- ② 質の高い戦略とその実践管理
- ③ データベース作成
- ④ 理学療法教育・クリニカルラダー(チェックリスト)

協会指定管理者（上級）

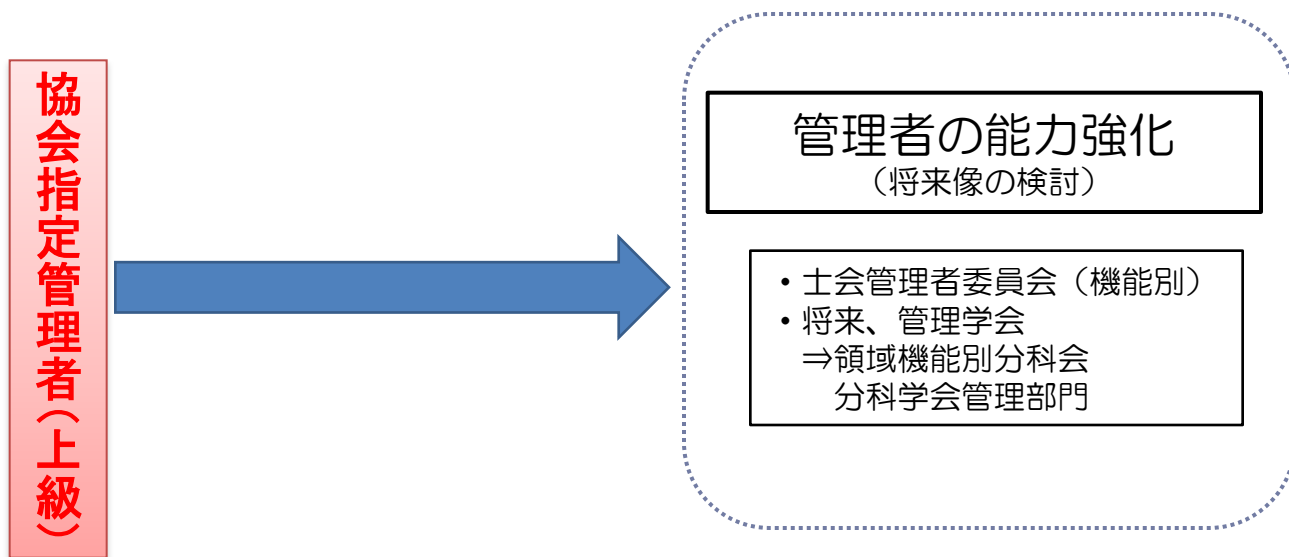
New>

マイページでの
領域別所属分類登録
(急性期・回復期・生活期・教育・その他)

- ・協会指定管理者（上級）の取得者は、「生涯学習機構の定める資格」として生涯学習ポイント40ポイントが付与される
(領域:管理・運営)。

- ・協会指定管理者（上級）は、新人教育プログラム未修了者でも取得可能。

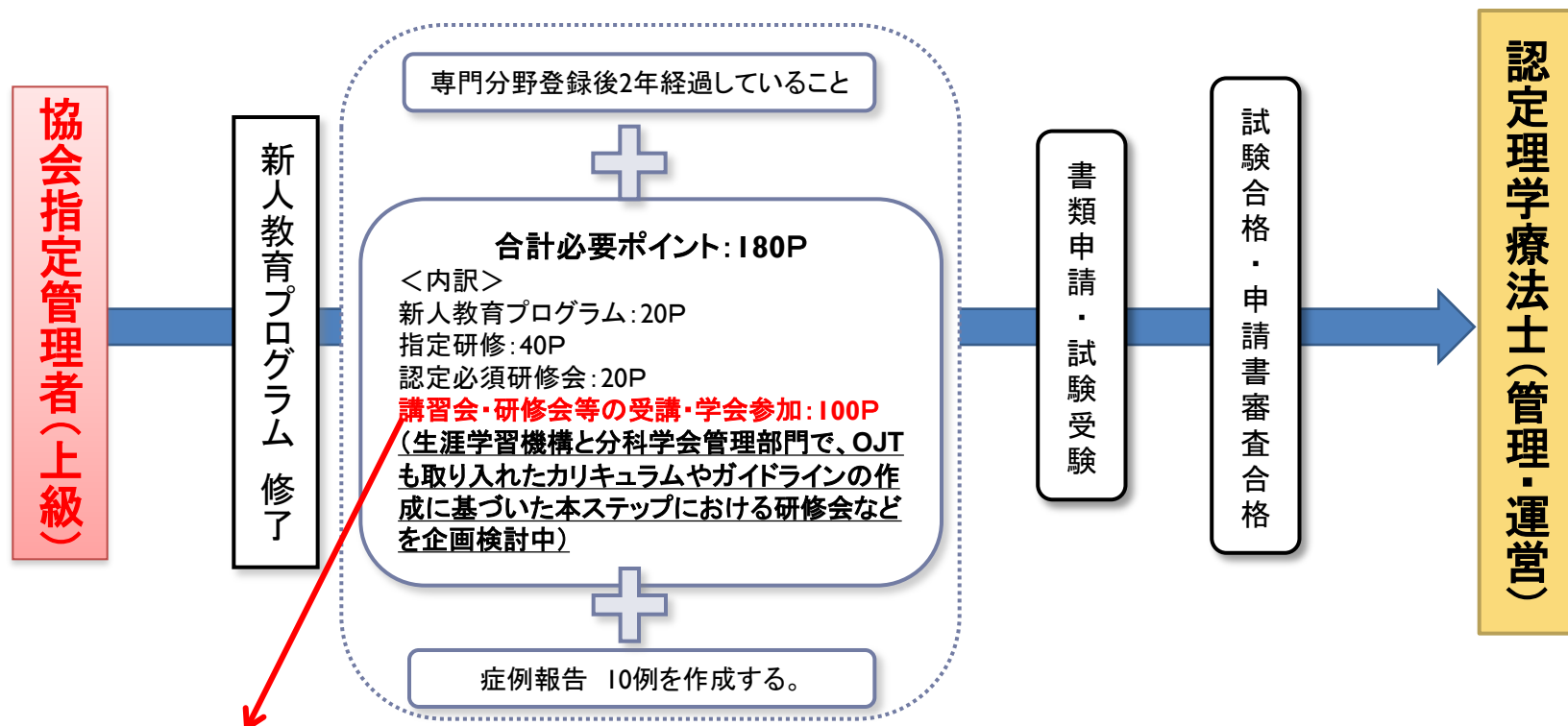
【ステップ3】 領域・医療機関機能別の管理者として、 更なるスキルアップを目指す。



【ステップ3について】

・現在、生涯学習機構と分科学会管理部門で、OJTも取り入れたカリキュラムやガイドラインを作成中。それに伴って「ステップ3」における研修会なども、企画検討予定。

【ステップ3】 認定理学療法士（管理・運営）の取得を目指す



協会指定管理者(上級)まで取得された方は、認定理学療法士(管理・運営)の取得がしやすくなります。

<認定理学療法士(管理・運営)>

- ・ 協会指定管理者(初級):「講習会・研修会等の受講・学会参加:100ポイント」のうち20ポイントとして使用可能
- ・ 協会指定管理者(上級):「講習会・研修会等の受講・学会参加:100ポイント」のうち40ポイントとして使用可能

⇒ 協会指定管理者(上級)まで取得した方は、100ポイントのうち60ポイントを協会指定管理者のポイントで申請が可能です。